

事務連絡
令和8年3月31日

各都道府県水道行政担当部（局）殿

各国土交通大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿

（各地方整備局等経由）

国土交通省水管理・国土保全局
水道事業課水道計画指導室専門官

「危機管理対策マニュアル策定指針（地震対策）」の改訂について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

地震が発生した場合、被災した水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、応急給水や応急復旧等の諸活動を実施することが求められます。これらの活動を迅速かつ的確に行うためには、各水道事業者等が、その規模・地域特性に応じた適正なマニュアルを事前に作成しておくことが不可欠です。

このため国では「地震対策マニュアル策定指針」を平成19年に策定し、その後、平成23年東日本大震災や平成28年熊本地震等での経験を踏まえ令和2年に改訂し、地震対策マニュアルの策定及び見直しを推進してきたところです。

今般、令和6年能登半島地震を受けて顕在化した課題や、「上下水道地震対策検討委員会」の検討結果を踏まえ、住民が早期に「水が出て、水を使い、水を流せる」状態を確保することを目指し、上下水道一体での早期復旧と受援体制の拡充を柱として、地震対策マニュアル策定指針を改訂しましたのでお知らせいたします。なお、地震対策以外の危機管理対策マニュアル策定指針についても、今後、順次、改訂を進めていきます。

（https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_seisakunitsuite_bunya_topics_bukyoku_kenkou_suido_kikikanri_sisin.html）

各水道事業者等におかれては、上記の改訂版の地震対策マニュアル策定指針をご確認いただき、下記のとおり、地震対策マニュアルの見直し、策定に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

なお、地震対策マニュアルの見直し状況等につきましては、別途確認をさせて頂く予定としておりますので、予めご承知置き願います。

都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、本件を周知いただくようお願いいたします。

記

- 1 原則、1年以内に改訂版の地震対策マニュアル策定指針を踏まえた地震対策マニュアルの見直しに向けた取組を進めること。未策定の水道事業者等においては早急に地震対策マニュアルの策定を進めること。
- 2 見直した又は策定した地震対策マニュアルに基づく防災訓練を計画的に実施し、必要に応じて、地震対策マニュアルを見直すこと。
- 3 以下の内容については、改訂版の地震対策マニュアル策定指針を参考に検討、取組を進めること。

関係主体の連絡先の把握・整理や連携体制の構築、上下水道部局での施設情報の共有及び復旧の優先箇所・優先ルート of 整理、作業拠点及び作業環境の整備、水道台帳・施設図面の整備・バックアップ、災害時受援マニュアル（応援事業者用）の作成

以上

【連絡先】

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

小田 oda-k238@mlit.go.jp

杉本 sugimoto-n25c@mlit.go.jp

岸本 kishimoto-t2b5@mlit.go.jp

TEL 代表 03-5253-8111（内線 34437、34433）